

# 小坂井Football Club 退団届



小坂井Football Club 御中

|        |                        |     |    |   |
|--------|------------------------|-----|----|---|
| ふりがな   |                        |     |    |   |
| 氏名(本人) |                        |     |    |   |
| 電 話    |                        | 携 帯 |    |   |
| セクション  | Kids・J1・J2・J3・J4・J5・J6 | 男・女 | 年齢 | 歳 |

※クラブ費の返還先情報をお書きください。ただし、10月以降の退団の場合は必要ありません。

|      |         |     |    |
|------|---------|-----|----|
| 銀行名  | 銀行・信用金庫 | 支店名 | 支店 |
| 口座番号 |         |     |    |
| ふりがな |         |     |    |
| 口座名  |         |     |    |

この度、小坂井Football Clubを退団するにあたり、退団届を提出いたします。

西暦 年 月 日

保護者氏名

⑧

## 小坂井FCクラブ費返還規定

小坂井FC退団にともなうクラブ費の返還を下記の通りとする。

- ▼ J5、6: 24,000円(クラブ費)  
・9月までに退団の場合→12,000円の返還  
・10月以降に退団の場合→返還無し

- ▼ J4: 20,000円(クラブ費)  
・9月までに退団の場合→10,000円の返還  
・10月以降に退団の場合→返還無し

- ▼ Kids～J3: 18,000円(クラブ費)  
・9月までに退団の場合→9,000円の返還  
・10月以降に退団の場合→返還なし

※退団する場合は小坂井FC所定の退団届けを提出してください。

※クラブ費返還は、10月末の返還となります。(一括清算のため)

※兄弟での参加において、減額措置を講じている場合、減額対象者(弟)が退団の場合は実納入額に対して上記規定を適用。兄が9月までに退団の場合は上記規定を適用後、減額対象者(弟)の差分を納入してもらう。

- ▼後援会費の返還はなし